平成２４年（フ）第３６号
松江市山代町118番地１
債務者　青木　隆幸
１　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７２号
松江市美保関町下宇部尾739番地
債務者　梅木　啓一
１　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１７号
広島市安佐南区八木３丁目13番４―202号
債務者　古賀　隆成
１　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６２号
広島市中区本川町２丁目４番８―201号
債務者　福部　直子
１　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２１号
広島県廿日市市佐方１丁目８番40号
債務者　下川　博喜
１　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７４号
広島市安佐北区真亀３丁目１番９―710号
債務者　元原　輝夫
１　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３７号
愛媛県松山市岩崎町１丁目３番38号
債務者　雪下　千溫
１　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２０３号
福岡県太宰府市国分３丁目９番17号
債務者　吉田　夏子
１　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３７号
福岡市東区馬出６丁目20番10号
債務者　久恒　浩二
１　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９１号
福岡市博多区千代１丁目31番10―101号
債務者　森内　康恵（旧姓原口）
１　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２９０号
福岡市中央区荒戸１丁目11番10―403号
債務者　阿部　充敏
１　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３０９号
福岡県糸島市志摩吉田1492番地２
債務者　三角　恵子（旧姓村田）
１　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４５８号
福岡市博多区美野島３丁目17番26―306号
債務者　高村　宏一
１　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５２６号
福岡県大野城市筒井４丁目14番22号かおる荘201号
債務者　鶴田　治人
１　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５３１号
福岡県大野城市上大利３丁目１番５号サンシャトーレ日永田203号
債務者　稲葉　麻里
１　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５４１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄２丁目１番地フローラル片縄202号
債務者　松本憲二郎
１　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５６４号
福岡市中央区今泉１丁目７番13号
債務者　田崎　利雄
１　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５８５号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　６棟403号
債務者　森河原　崇
１　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部